

令和8年度京田辺市特定教育・保育施設の利用定員の設定等について

1 利用定員について

平成27年4月1日にスタートした子ども・子育て支援新制度では、あらかじめ子ども・子育て会議の意見を聴取した上で、市長が幼稚園や保育所などの特定教育・保育施設¹の利用定員を定めることとされています。

2 令和8年度における利用定員の設定等

① 市立幼稚園「京田辺市立田辺幼稚園」の休止

○ 変更前

(単位：人)

利用定員						認可 定員
区分	1号 認定				合計	
		3歳児	4歳児	5歳児		
変更	180	60	60	60	180	200

○ 変更後

(単位：人)

利用定員						認可 定員
区分	1号 認定				合計	
		3歳児	4歳児	5歳児		
変更	0	0	0	0	0	200

変更理由：令和8年4月休園

¹ 幼稚園・保育所・認定こども園のこと。